♦ 国賠名	ハンセン病国賠
原告	ハンセン病療養所入所者ら 596 名
原告代理人	豊田誠 他 43 名(東京) 徳田靖之他 135 名(熊本) 平井昭夫他 79 名(岡山)
被告	国(厚生省・国会)
事件の概要	戦前・戦後を通じた「らい予防法」によりハンセン病元患者・快復者は、強制隔離や強制労働、断種・堕胎などの数々の人権侵害を被った。人間として自由に生きる権利を剥奪された。
	98年7月に熊本地方裁判所において、99年3月に東京地方裁判所において、99年9月に岡山地方裁判所において、国の責任を追及し、またハンセン病に対して根強く残る偏見差別を取り除くため、訴訟を提起。マスコミでの謝罪広告とひとり1億1500万円の損害賠償を求めている。2001年5月11日熊本地裁 勝訴判決。国の控訴断念により確定。 東京・岡山地裁の訴訟は国との和解が成立

}-------

勝訴、和解

結果